

CPE グローバル会計・監査フォーラム 「監査及び監査法人の透明性の向上と 監査品質」(2017年7月27日開催) 報告記

日本公認会計士協会 監査基準委員会委員長
にしだ としゆき

西田 俊之



去る2017年7月27日、日経ホールにおいて、日本経済新聞社主催、日本公認会計士協会協賛、公益社団法人日本証券アナリスト協会後援による、グローバル会計・監査フォーラム「監査及び監査法人の透明性の向上と監査品質」が開催された。当フォーラムでは、英国財務報告評議会(FRC)ディレクターであり、国際監査・保証基準審議会(IAASB)ボードメンバーでもあるMarek Grabowski氏による「英国の上場企業の開示・監査制度の改革」についての講演と、「監査報告の長文化」に関するラウンドテーブル及び「監査事務所のガバナンス・コード」に関するパネルディスカッションが行われた。

本稿では、当フォーラムに参加できなかった方々のために、当日の様子を報告する。

1. 開会の挨拶

冒頭、日本公認会計士協会会長の関根愛子氏より、今回の議論の前提となる、監査を取り巻く現在の環境や適正な財務報告を担保する取組みの概要について、以下のような説明が行われた。

これまでの監査の歴史において、会計不正が起きるつど、監査の信頼性が問われ続けている。監査品質の責任は監査人が有するが、経営者、監査役等、株主や投資家、規制当局などの各ステークホルダーの行動や考えも監査品質に影響を与えている。適正な財務報告を実現するために、各ステークホルダーと監査

人が財務報告サプライチェーン全体の中で監査の有効性を再点検することが必要な時期にきている。そのための取組みの1つが監査法人レベルの透明性の向上であり、監査事務所のガバナンス・コード(AFGC)に織り込まれている。もう1つは、監査業務レベルの透明性の向上を企図する監査報告書の長文化である。

当フォーラムの趣旨は、諸外国での経験からのインサイトを得て、我が国における監査及び監査法人の透明性の向上と、監査品質の向上をもたらす好循環をいかに実現していくかについてディスカッションを行うことにより、今後の議論に資するものとするところである。



2. 英国の上場企業の開示・監査制度改革

続いて、Grabowski氏より、「英国の上場企業の開示・監査制度改革」についての講演が行われた。その概要は以下のとおりである。

監査制度改革は、監査報告書が形式的であり、有益な監査人の意見が提供されていないのではないかという疑念が発端である。有益な監査報告書として、当初、定型的な文章を減らした短い監査報告書とする方向だったが、健全な経営をしていると監査法人が証明した会社が世界金融危機を背景に倒産するという事態が生じたことにより、より早い段階でのリスクに対する警鐘を監査人に求める声が高まったことから、監査の透明性の向上の方向に変わってきた。具体的には、監査報告書の目的適合性の向上、情報伝達手段としての価値の向上、利用者、監査人、監査委員会の相互コミュニケーションの強化、利用者の信頼感の向上といった努力が必要であると考えられた。

英国では、監査委員会、経営者、取締役会とともに、コーポ



レート・ガバナンス・コード(CGC)をもとにしながら、2013年から改善が始められた。英国での3年間の経験によれば、監査報告には非常に大きな変化が起き、監査上の主要な事項(KAM)の記述、監査スコープ、重要性、さらに、この三者の関係は、利用者に非常に重要視されるようになった。そのため、監査人は、専門的でない用語による表現やハイライト、図表、色などを使って、読みやすい報告書を作るようになった。また、それによる監査時間や監査報酬の増加は報告されていない。

この3年間で多くの監査人が「発見事項」をKAMの中にも含めるようになり、経営者の見積りの幅及び監査人の行ったテストの結果についても、具体的な説明がなされるようになった。また、開示されるKAMは、経営者による内部統制の無効化や収益認識の不正といった一般的なリスクから、企業特有の論点に焦点が移ってきている。

もう1つの監査制度改革であるAFGCは、優れたガバナンスと透明性報告による監査品質の向上によって、監査法人に対する信頼を回復することを目的として2010年に実施されている。AFGCは英国のCGCの原則に基づいているが、監査法人がオーナー経営型のパートナーシップであること、公益性が高く公共的な利益を考慮に入れて行動する必要があることという特殊性から、独立非業務執行役員(INE)の任命と、監査法人と投資家の対話の促進という新しい2つのコンセプトが導入された。特にINEは、私的に行われる監査法人の意思決定、規制対象外の部門の存在、利害関係者との対話の困難性という3つの脅威に対応できる、ガバナンスの重要な役割だと考えられている。

3. ラウンドテーブル「監査報告書の長文化」

続いて、Grabowski氏、Hans Koopmans氏(PwCシンガポール パートナー)、Simon Letts氏(デロイトUK パートナー)、伊東 敏氏(株式会社日清製粉グループ本社 監査役、公認会計士)、大場昭義氏(公益社団法人日本証券アナリスト協会会長)、酒井弘行氏(有限責任 あずさ監査法人 理事長)、島崎憲明氏(野村ホールディングス株式会社 社外取締役監査委員長)、古澤知之氏(金融庁 総務企画局審議官)、増 一行氏(三菱商事株式会社 代表取締役 常務執行役員 CFO)をパネリストに招き、日本公認会計士協会常務理事の住田清芽氏をファシリテーターとして「監査報告書の長文化」をテーマとしたラウンドテーブルが行われた。



(1) 海外でのKAM導入の経験を踏まえた我が国の対応について

最初にLetts氏から、KAM導入の経験を踏まえた英国の状況について、以下の説明が行われた。

KAMは、監査人の実際の行動を利害関係者にインサイトとして提供するため、監査チームのシニアメンバーとスペシャリストにより、注意深く起草する必要がある。重要なリスクは含めなくてはならないが、全ての重要なリスクが含められなければならないということではない。KAM、監査委員会の報告書、重要な判断の開示、会計上の見積りはリンクしており、KAMの決定のできるだけ早いタイミングで被監査会社を巻き込むことが、開示情報の品質向上につながる。多くの報告書で、KAMは3つから5つが記載され、主なものはのれんと固定資産の減損、収益の認識であるが、KAMは関連する企業固有のもので、一般的なものではない。

英国でも、「発見事項」の報告、年度によるKAMの変更内容とその理由、監査委員会の報告書と監査報告書の相違の開示など、まだ進化の過程であると考えている。また、監査法人では適切な品質管理対策が重要であり、ベストプラクティスを事務所内で共有していく必要がある。

次に、シンガポールにおけるKAM導入1年目の状況について、Koopmans氏から以下の説明が行われた。

シンガポールでのKAM導入により実際に達成したメリット

は、①監査人と経営者と監査委員会間のコミュニケーションの活性化と質の向上、②重要な事項に関する独立監査人のインサイトの提供、③財務報告の品質の向上である。シンガポールでは、1つから3つのKAMがほとんどであり、英国と異なっている。監査人としては専門的な用語を使わずに、非常に正確かつ手短かに一般的な用語でKAMを説明することが一番難しかった。KAM導入の成功要因は、経営者及び監査委員会との早期のコミュニケーション、読者を意識したKAMの記述、監査法人内の独立的なレビュー及び品質管理体制である。

続いて、古澤氏より、監査報告の長文化に関する我が国のこれまでの議論の経緯と今後の検討の展望について、以下の説明が行われた。

もともと監査報告書の透明化の議論だけがあるわけではなく、財務報告サプライチェーンにおいて関係者それぞれが役割を果たしていくという中で、監査の価値とは何なのかについて、全体の体系の中で議論されていく必要がある。新制度導入の検討にあたっては、ドライラン(試行)により、制度化する場合の問題点を把握することが有意義である。欧州で導入されたKAMが我が国でも機能するのか、文化的な相違がある中で、挑戦的なものであり、実質的な判断、理解しやすい文章の作成、ダイナミックなプロセスが必要となる。

この後、意見交換となり、パネリストから以下のようなコメントが出された。

大場氏 監査報告の利用者としては、投資先の将来展望に定性的な評価は重要であり、監査の過程での重要論点の開示は大変有益である。我が国でも早期に導入されるべきである。

増氏 KAM導入による業務増加と監査法人とのトラブルの増加に対する懸念がある。また、新たに開示される情報が十分に利用者に利用されず、無駄な作業になってしまう懸念、さらに、ぎりぎり減損しなかった案件のような負の未公開情報の開示が企業にもたらす悪影響などを考えると、導入を歓迎することはできない。

島崎氏 KAMの導入が単なる国際基準のアダプションではなく、日本として監査品質の向上、投資家とのコミュニケーション、情報提供という主体的な立場で考えて進めるのであれば好ましいが、細かいところで、日本固有の問題や実務的な問題を克服する必要がある。

伊東氏 監査の本当のバリューというのは、監査上のリスク情報や発見事項、経営上の課題のような監査報告書の裏にある事項であり、従来はブラックボックス化していたが、KAM導入はブレイクスルー的な役割を果たすことが期待できる。また、KAMの公表が監査人の報告レベルの向上やステークホルダー全体の情報格差の解消につながっていくと考える。

酒井氏 日本社会における企業情報の開示要求の高まりに応じていくことが必要であるが、KAM導入により、会社と監査人とのトラブル、監査工数、監査報酬の増加などは避けられないと考えられる。また、国際財務報告基準(IFRS)のような多くの開示がない我が国で、監査人が独自にKAMの情報を書いていくことが実務的に可能なのか、疑問はある。

Grabowski氏 品質管理に関し、時間はかかるようになったものの、もともと重要な監査の論点は多くの時間をかけて監査委員会に報告されており、監査時間と監査報酬にそれほど大きな変更はなかった。唯一違ったのは、外部の利用者に対してより短く簡潔に問題を説明したり、図表の利用等でわかりやすくするという努力が必要となった点である。

Koopmans氏 PwCシンガポールの調査では、追加工数はマネジャー2日、パートナー1日であった。

Letts氏 KAMについてできるだけ早い段階で会社及び監査委員会と共有し、会社側の開示を促すことが重要である。KAM導入以来、英国ではKAMの開示を原因として上場企業の財務諸表の発表が遅れたことはなかった。

大場氏 日本が必要としているのは、企業の財務情報を細かいところまで正確に読み込む投資家であり、より企業を理解した投資家の層を分厚くしていくことが重要である。



(2) 会社の開示内容を超えた監査人の情報提供について

住田氏より、開示情報が少ない我が国では、監査人が会社の開示内容を超えてKAMを記載しなければならないケースが生じる可能性が高いが、この点に関する英国の実情についてLetts氏に質問がなされ、その後、議論が行われた。その概要は以下のとおりである。

Letts氏 英国は、フルのIFRS開示がされており、会社、監査人、FRCともKAMがとても重要と考えているため、非常に質の高い開示が実現している。したがって、KAMの開示に関する監査人の業務に問題は発生していない。

島崎氏 欧米では、利用者から開示について非常に強い要請がありそれに応じて多くの注記を入れているが、日本基準の開示は、IFRS等と比べ、明らかに情報量が少ないので、監査人が会社に開示を促すことが必要だと考える。前年までのリスク情報に何の記載もないまま、非常に巨額ののれんの減損が発生するケースが生じており、開示について考える必要があるのではないか。

増氏 監査人からの間接的な財務諸表の開示要求に応えるのは難しいと考える。既に実施した減損処理の詳細な開示を行うことに異論はないが、実施していない会計処理に関する未公開の情報を会社が積極的に開示することも、監査法人が開示することも難しいのではないかと考える。これを監査法人が開示するのであれば、本来、企業経営に規律を求めるCFOとしては前向きにとらえる面もある。

Grabowski氏 KAMの記載は、情報をただ多く開示するだけでは情報の重要性が曖昧になるので、財務諸表の中で特に重要だと思われる場所に集中するというのが1つの方法である。そのため、KAMの導入により開示が大きく変化するわけではなく、本当に重要な部分が少し改善されることになる。

Koopmans氏 シンガポールでは、KAMの開示について監査

人と経営者で大きな意見の相違はなかったようだ。また、既にKAMを導入しているオランダでは、財務報告の中で開示されていない事項を監査人が開示することによって、経営者よりも監査人が、投資家の方々に信頼されるケースもある。

伊東氏 監査役等がKAMのコミュニケーションに主体的に参加できない懸念がある。監査役等が、受け身の立場ではなく、主体的に動くような意識革命が必要になると考える。

Letts氏 英国では、非常にセンシティブな情報でない限り、経営者、監査委員会両方からKAMの記載内容についての介入はない。監査人の職業上の責任としては、やはり必要な開示をそのまま意思を通して行うことが重要である。

酒井氏 監査人として、開示が必要と考える非公開情報については、開示しなかったことによる長期的な悪影響を考えると、会社が拒んでもKAMには記載することになる。

古澤氏 KAMの導入は、会社、監査人、監査役等のデリケートなやりとりを踏まえた旅路であり、不用意に当局が前面に出て規制するようなものではないと考えている。

最後に参加者から一言ずつコメントがあったが、総論として、KAM導入の推進に強い反対の声はないものの、開示制度の充実や監査人及び監査役等の社会的使命の再認識、形式的ではなく意味のあるKAMの開示など、実施していくうえでの様々な困難を克服していくことが必要であるということが語られた。

4. パネルディスカッション「監査事務所のガバナンス・コード」

引き続き、Grabowski氏、Koopmans氏、Letts氏、伊東氏、大場氏、観 恒平氏(有限責任監査法人トーマツ 包括代表)、島崎氏をパネリストに招き、日本公認会計士協会副会長の高濱 滋



氏をファシリテーターとして「監査事務所のガバナンス・コード」をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。

(1) 独立非業務執行役員について

最初に、Letts氏より、デロイトの英国部門におけるINEの役割について説明があり、続けてディスカッションが行われた。その概要は以下のとおりである。

Letts氏 英国のAFGCはINEの任命を求めている。その役割は、監査法人の意思決定のプロセスにおける公益性に関するステークホルダーの信頼性向上であり、そのため、INEは、内外のステークホルダーに尊敬され、独立性が確保されていることが重要である。また、INEは法人内で適切な立場が確保されなければならないが、デロイトの英国部門では、議決権を持たない取締役役に任命されており、法人内の様々な重要会議体に参加することができるようになっている。

大場氏 投資家にとって監査法人は、直接的に意識する存在ではなく、何か事件が起きると関心を持つのみである。今後、監査法人と投資家の対話により関心が高まるのではないかと。INEは、監査法人が独立第三者からどうみえているか、どう認識しているかを対外的に発信していくことが重要であると考えている。

島崎氏 監査法人の規模が拡大し、国際的な対応も必要ということで、パートナーシップ経営の限界を感じる。また、日本の監査法人と海外の監査法人の経営が1つになっていないことで、企業の要請に十分に答えていないのではないかと。INEについては、社外役員の情報格差に対するバックアップ体制が1つの大きな成功要因であると考えている。

伊東氏 INEを経営の監視機能として位置づけることは、監査法人の透明性の向上に役立つ。監査法人が会計監査を中心とする特殊な専門家集団であることを勘案すると、英国のAFGCが規定しているような、INEのメンバーのうち最低1人は会計監査の能力と経験を有する人材を登用する体制が必要と考える。

観氏 AFGCは、法人マネジメントに対する品質管理体制についての提言と考えている。トーマツでは、非監査業務を含めたグループ全体をみる公益監督委員会に外部の方を入れ、監査法人とステークホルダーとのコミュニケーションの架け橋として、また、監査品質報告書、透明性報告書に対しての外部視線からの助言を期待している。

(2) 監査品質の指標について

次に、Koopmans氏から、シンガポールでの監査品質の指標

(AQI)について説明があり、続いて議論が行われた。

Koopmans氏 シンガポールでは、「監査業務レベル」、「監査業務と監査事務所レベル」、「監査事務所レベル」で合計8個のAQIが設定された。「監査業務レベル」では、メンバー構成、監査時間、業界経験など、「監査業務と監査事務所レベル」では、研修、独立性、外部及び内部の検査の結果など、「監査事務所レベル」では、品質管理体制、内部のリスク管理体制、スタッフの監視機能などの項目が対象となっている。

伊東氏 我が国では、監査法人の選解任や再任の判定を行うチェックリストを用意している会社が多く、AQIが監査法人の選解任という重大な決断のプロセスにとって必然的な情報になるかは懐疑的である。AQIは、各監査法人が透明性報告書等で自主的な判断に基づいて、追加情報として開示することが適当であると考えている。

Letts氏 英国のAQIは6つの大手監査法人間で合意した内容であるため、比較可能性がある。項目はシンガポールと似ているが、英国では、例えば、人材リソースのアベイラビリティ等も含んでいる。

(3) 投資家との対話について

続いて、Letts氏より、英国での投資家との対話について説明があり、その後、議論が行われた。

Letts氏 AFGCでは、監査法人はステークホルダーとの対話により、投資家の意見とか課題、懸念を認識するよう求めている。デロイトの英国部門では、毎年、ステークホルダーフォーラムを開催し、例えば、事務所や監査品質の動向について投資家グループ、専門家団体、規制当局と対話しており、意見交換やフィードバックなどを受けている。対話は、監査法人及び監査全般に関するものであって、個々の企業に関するものではない。

大場氏 監査法人と投資家には情報格差もあり、専門家集団の評価は難しいが、シンガポールや英国の事例を参考にしながら、より日本にフィットするようなAQIの指標を考えていく必要がある。また、投資家とINEの対話は監査法人の見える化に貢献すると期待できる。

伊東氏 個別エンゲージメントレベルでは、会社の投資家説明会にオブザーバーとして出席し、株主・投資家の空気、懸念と会社の対応を感じ取ることが有用ではないか。投資家との対話が、監査品質の向上と監査法人の地位の向上につながると考えている。

島崎氏 投資家等との対話は、監査法人の中でPDCAサイク

ルを回しながら監査品質を高めていくことの一助になるのではないかと考える。

観氏 監査法人としても、自らの監査について利用者がどう考えているか知る必要があり、投資家等とのコミュニケーションが必要だと考える。また、より幅広い形での展開を考えると、例えば、日本公認会計士協会と連携して、監査法人と、より広いステークホルダーとの対話の促進に取り組みたいと考えている。

5. 結び



最後に、高濱氏より、KAM及びAFGCの導入について、基本的には、監査法人及び監査チームが主体となって行われるものであるが、日本公認会計士協会としても積極的に支援していくつもりである。また、その実行においてはステークホルダーのサポートが必要であることから、財務報告サプライチェーン全体で資本市場の向上を担っていければと考えているとの結びのコメントがあり、フォーラムが終了した。

以上、誌面の都合により全ての発言は紹介できなかったが、フォーラムの様子が少しでも伝われば幸いである。

* 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J 0 3 0 4 2 3

 研修コード 3 0 0 1

履修単位 1 単位